

【栃木県社会福祉協議会】

平成30年度 教育職員免許法の特例による「介護等の体験」受入調整について

(施設用)

- 1 教育職員免許法の特例による「介護等の体験」の実施社会福祉施設等
栃木県内にある教員免許特例法施行規則第2条及び文部省告示第187号に基づく社会福祉施設等となります。(別表2「種別コード」による。)
- 2 対象学生
小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生で、次の①から③のいずれかに該当する者
 - ① 栃木県内の大学(大学院、短期大学を含む。)に在学する者(卒業した者)
 - ② 栃木県内に居住し、大学に在学する者(卒業した者)
 - ③ 栃木県出身で、大学に通学するため一時的に県外に居住している者
- 3 社会福祉施設等での介護等の体験の期間及び一日あたりの時間等
 - (1) 月曜日から金曜日までの連続した5日間を原則とします。
ただし、休日または都合により実施できない場合は、他の日に振り替え、実質5日間を確保いただくようお願いします。
 - (2) 時間帯は、社会福祉施設等の指定した時間帯で7時間45分以内(概ね5～6時間程度)とします。
 - (3) 学生は、毎日社会福祉施設等へ通うものとします。宿泊や夜勤の体験は認められません。
- 4 社会福祉施設等の主な業務について
 - (1) 受入可能な場合の回答
 - ① 学生の受け入れが可能な施設は、下記の書類を記入・作成していただき回答期限までに本会に郵送してください。
 - ア) 「介護等の体験」年間受入計画書【様式2】
 - イ) 「介護等の体験年間受入調整表」【様式3】
 - ウ) 「介護等の体験」受入連絡票【様式4】
 - エ) 他各施設で必要と思われる書類(体験にあたっての注意事項・施設への提出書類等)

※「施設への案内図」は原則必要ありませんが、詳細地図が必要と思われる場合は、添付をお願いいたします。

 - ② 回答期限 **平成30年1月末日**
 - ③ 「受入連絡表」は、写しを学校・学生に渡しますので、全ての項目を記載し、鮮明なものをお送りください。
 - ④ 記載事項に変更が生じた場合はご連絡ください。
 - (2) 学生の受け入れ
 - ① 本会は平成30年5月15日を目途に、お申し込みいただいた施設に向け、受け入れをお願いする学生の「介護等体験受入決定通知書」を発送します。
 - ② 調整の結果、受け入れをお願いする学生がいなくてもありますが、その場合もその旨を記した文書を発送します。
 - (3) オリエンテーションの実施
学生は、学校においてガイダンスや事前指導を受けた上で体験に臨んでいますが、事業を円滑に進めるために、施設においても学生に対しオリエンテーション等を実施してください。
また、学生には学校を通じ、下記の事項について留意するよう伝えてありますが、施設からも事前オリエンテーションなどにおいて学生にお伝えください。

- ① 介護等体験により知り得た利用者のプライバシーに関する情報については、守秘義務があること。
 - ② 施設は利用者にとっての生活（活動）の場であることを十分に認識し、その生活等を乱し、利用者の人格、尊厳を傷つけないよう最大限の注意を払うこと。
- (4) 「介護等の体験」の実施及び内容
- 体験は、学生の希望や施設等の事情に応じて無理のないように行ってください。介護等の体験中に、専門的な知識や技術を必要とする介護を指示されて戸惑ったというケースが本会に報告されています。
- 介護等の体験は、介護技術を習得するための社会福祉実習とは異なります。体験の現場においても、福祉関係の実習生と介護等の体験の学生との区別を明確にし、身体介助を行わせる場合には、職員の補助的な役割とし、十分な指導の後、必ず職員付き添いの上、介助を行うようお願いいたします。
- (5) 「証明書」の発行
- 栃木県教育委員会が指定した様式の「証明書」【様式5】を本会から送付します。「介護等の体験」を終了した学生には必要事項を記入し施設長印（公印）を押印の上、「証明書」を発行していただくようお願いします。
- (6) 終了報告書兼請求書の提出
- 学生全員の「介護等の体験」が終了しましたら、県社協に「終了報告書兼請求書」【様式6】をお送りください。
- (7) 関係書類の取り扱いについて
- 個人情報保護の観点から、「介護等の体験」事業に関わる書類についての取り扱いには十分ご注意ください。
- 5 「介護等の体験」の費用
- (1) 県社協は、「介護等の体験」の受入施設に対して、終了の報告があった後、学生一人につき1日1,000円を施設が指定する銀行口座に一括して払い込むものとします。
 - (2) 学生が「介護等の体験」時に施設でとる昼食等は、学生による自己負担とし、施設が学生本人から直接徴収してください。
- 6 「介護等の体験」に伴う事故への対応
- (1) 保険の対応
- 「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する学校で対応することとなっています。
- (2) 健康管理等
- ① 施設での「介護等の体験」申し込みにあたっては、利用者等の健康管理のため、健康診断書や細菌検査の結果について学生に求めることができます。
 - ② 提出方法については、体験開始前に施設あてに郵送するか、体験初日に学生が持参するかのいずれかとします。